

災害時における医療的ケア児者の支援について

◎医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年9月18日施行）

附則 第二条 （一部抜粋）

3 政府は、災害時においても医療的ケア児が適切な医療的ケアを受けることができるように にするため、災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

1 災害時要配慮者への支援の経緯（担当課：地域福祉課）

平成9年3月 「市町村災害弱者支援体制マニュアル(愛知県)」を策定

平成13年5月 改訂

平成21年3月 「災害時要援護者の避難支援ガイドライン〔改訂版〕」（平成18年3月：災害時要援護者の避難対策に関する検討会）、「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」（平成20年6月：日本赤十字社）を踏まえて改訂

平成26年12月 災害対策基本法の一部改正を受けてまとめられた「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年8月：内閣府）を踏まえて「**市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル(愛知県)**」を改訂

※「避難行動要支援者名簿」の作成が市町村の義務となる。

令和3年5月 災害対策基本法改正→「個別避難計画」作成 任意→市町村の努力義務
「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」の改訂作業を進めている。（※3月末完成予定）

《令和2年10月1日時点の状況》（消防庁国民保護・防災部防災課調査結果より）

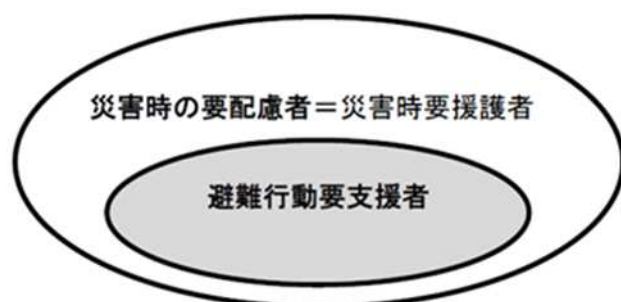
「避難行動要支援者名簿」：作成済54市町村〔100%〕

「個別避難計画」：作成済29市町村〔53.7%〕（内、全部作成済1・一部作成済28）
未作成25市町村〔46.3%〕

◎「災害時においても医療的ケア児が適切な医療的ケアを受けることができるようにする」ために

2 避難行動要支援者名簿について

「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル(愛知県)」(平成26年12月版)



〔避難行動要支援者〕

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの。

（災害対策基本法第49条の10）

第Ⅱ部 第2 2 避難行動要支援者名簿の作成

（1）避難行動要支援者の範囲（その1）

高齢者や障害者等(※)のうち、災害時に避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、要件を設定すること。

(※)人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となりうる点に留意すること。

◎令和3年5月の改正で追加⇒障害者等 (※)

3 2019年度愛知県医療的ケア児者の実態調査結果より

・ 1次調査

各支援機関からの該当者リストの提供→市町村と情報交換

→医療的ケア児者推定数：1,936人（40歳未満）

（※個人を特定する情報交換はしていない。）

・ 2次調査

回答者数：829人

避難行動要支援者名簿への登録状況

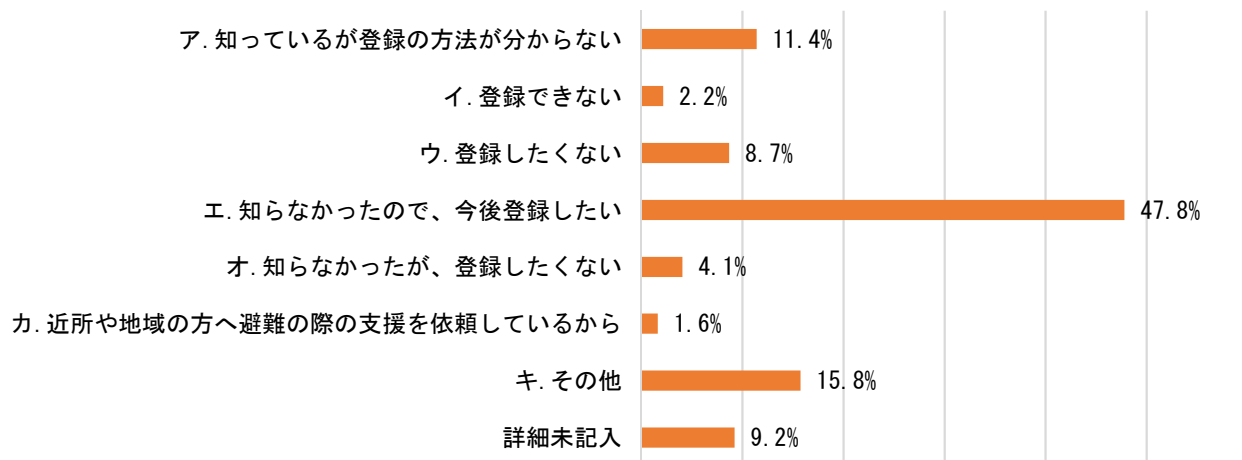
登録している：277人（33.4%）

未登録：534人（64.4%）

⇒内、同意を得た341人分の個人情報を市町村へ提供

無回答：18人（2.2%）

避難行動要支援者名簿への登録をしていない方の理由(名古屋市を除く)【n=368】



キ. その他の内容（内容をよく知らない、分からない、避難先で大変だと思うから、自宅待機するから）

・事後調査（令和3年1月）〔各市町村へ調査依頼（名古屋市は除く）〕（一部抜粋）

＜調査の概要＞

市町村へ提供した個人情報341人分（実態調査（二次調査）で避難行動要支援者名簿に未登録の方の内、同意を得た方）の避難行動要支援者名簿への登録状況等

＜調査結果＞

避難行動要支援者名簿への登録状況

- ・名簿への登録者数：278人（81.5%）
- ・個別避難計画策定者数：53人（15.5%）

4 医療的ケア児への支援体制に係る調査〔令和3年4月1日時点〕（一部抜粋）

調査対象：市町村

医療的ケア児の把握

- 1 できている：11市町村
- 2 どちらかというとできている：28市町村
- 3 どちらかというとできていない：6市町村
- 4 できていない：5市町村
- 5 できているかどうかわからない：4市町村

※「できている」は、2019年実態調査の推定数の把握のことを回答した市町村を含む。

◎医療的ケア児者を把握する上での課題（市町村からの主な回答）令和3年1月事後調査より

- ・障害者手帳の取得がなく、福祉サービスの利用がない医療的ケア児者の把握が困難（小児慢性疾患・難病・家族と病院だけで支援が完結している等）
- ・市内への転入、中途障害などの場合に把握ができないことがある。
- ・対象者情報を集約・更新する体制が整えられていない。
- ・関係部署間で把握のための仕組みが定められていないため、検討していく必要がある。（医療機関から定期的な報告が入る等の仕組み等）

《参考》 個別避難計画について

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針 改定のポイント（令和3年5月）

■改定の経緯…「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」令和2年12月24日

<課題・背景>

- 近年の災害においても高齢者や障害者が犠牲となっており、災害における全体の死者のうち65歳以上の高齢者の割合は、令和元年台風第19号では約65%、令和2年7月豪雨では約79%であった
- 災害時の避難支援等を更に実効性のあるものにするためには、個別避難計画の作成促進が重要

■災害対策基本法の改正（令和3年5月）

避難行動要支援者ごとに「個別避難計画」の作成を市町村の努力義務とするとともに、作成に必要な個人情報の利用及び個別避難計画の活用に関する平常時と災害発生時における避難支援等関係者への情報提供について、個人情報保護条例等との関係を整理の上、規定を新設

主な改定内容（記載の追加）

○優先度の高い避難行動要支援者についての個別避難計画の作成目標

- ・市町村が主体となり、地域の実情に応じておおむね5年程度で作成に取り組む

○個人番号を活用した避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成・更新

- ・個人番号（マイナンバー）を活用して、避難行動要支援者名簿・個別避難計画に記載する情報を取得できるようになり、自治体職員の業務負担の軽減や、現状に即した避難支援等につながる

○個別避難計画の作成に関する留意事項

- ・計画作成の業務には、本人の状況等をよく把握し、信頼関係も期待できる福祉専門職の参画が極めて重要
- ・避難を支援する者の確保（個人とともに団体（自主防災組織や自治会等）も避難支援等実施者になり得る）
- ・避難を支援する者の負担感の軽減（複数人で役割分担をする、地域の避難訓練等を通じた支援者の輪を広げる取組）
- ・計画の作成後も、計画内容の改善や避難の実効性の向上につながるため、避難訓練を行うことが適切
- ・個別避難計画情報についての避難支援等関係者への提供（本人の同意又は条例に特別の定めがある場合は、平時から地域の自主防災組織や消防団、民生委員等の避難支援等関係者と情報を共有）
- ・社会福祉施設等から在宅に移る避難行動要支援者については、速やかに避難行動要支援者名簿に記載し、避難支援に切れ目が生じないように留意 など

《参考》 福祉避難所について

◎福祉避難所の確保・運営ガイドライン〔内閣府(防災担当)〕平成28年4月(令和3年5月改定)

福祉避難所の確保・運営ガイドライン 主な改定のポイント (令和3年5月)

■改定の経緯

「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について(最終とりまとめ)」令和2年12月24日

<課題・背景>

- 障害のある人等については、福祉避難所ではない避難所で過ごすことに困難を伴うことがあるため、一般避難所への避難が難しい場合があり、平素から利用している施設へ直接に避難したいとの声がある
- 指定避難所として公表されると、受入れを想定していない被災者の避難により、福祉避難所としての対応に支障を生ずる懸念があるため、指定避難所としての福祉避難所の確保が進んでいない(令和2年現在9,072箇所)等

改定の趣旨

指定福祉避難所の指定を促進するとともに、事前に受入対象者を調整して、人的物的体制の整備を図ることで、災害時の直接の避難等を促進し、要配慮者の支援を強化する

主な改定内容 (記載の追加)

- 指定福祉避難所の指定及びその受入対象者の公示 (災害対策基本法施行規則の改正に伴う措置)
 - ・指定避難所について、指定福祉避難所を指定一般避難所と分けて指定し、公示する
 - ・指定福祉避難所の受入対象者を特定し、特定された要配慮者やその家族のみが避難する施設であることを指定の際に公示できる制度を創設
 - ※「高齢者」、「障害者」、「妊産婦・乳幼児」、「在校生、卒業生及び事前に市が特定した者」など受入対象者を特定した公示の例を記載
 - 受入れを想定していない被災者が避難してくる懸念に対応し、指定福祉避難所の指定促進を図る
- 指定福祉避難所への直接の避難の促進
 - ・地区防災計画や個別避難計画等の作成プロセス等を通じて、要配慮者の意向や地域の実情を踏まえつつ、事前に指定福祉避難所ごとに受入対象者を調整等を行う
 - 要配慮者が日頃から利用している施設へ直接の避難を促進する
- 避難所の感染症・熱中症、衛生環境対策
 - ・感染症や熱中症対策について、保健・医療関係者の助言を得つつ、避難所の計画、検討を行う
 - ・マスク、消毒液、体温計、(段ボール)ベッド、パーティション等の衛生環境対策として必要な物資の備蓄を図る
 - ・一般避難所においても要配慮者スペースの確保等必要な支援を行う
- 緊急防災・減災事業債等を活用した指定福祉避難所の機能強化
 - ※社会福祉法人等の福祉施設等における自治体の補助金に対する緊急防災・減災事業債活用も可能に

1 福祉避難所の意義と目的 1.1 福祉避難所の定義と受入対象 (一部抜粋)

1.1.2 要配慮者とは

福祉避難所の受入対象者として想定されているのは、法律上「要配慮者」ということになる。要配慮者は、「災害時において、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」(災害対策基本法第8条第2項第15号)と定義されている。よって、福祉避難所の事前指定やその準備は、これらの人々を受入対象として備えておく必要がある。「その他の特に配慮を要する者」として、妊産婦、傷病者、内部障害者、難病患者、医療的ケア(※)を必要とする者等が想定される。これらの人々は、一般的な避難所では生活に支障が想定されるため、福祉避難所を設置し、受け入れ、何らかの特別な配慮をする必要がある。

なお、本ガイドライン上、「障害者」など、「者」と記載する受入対象者について、18歳未満の児童も含めるものとして記載しているため、障害児や医療的ケア児等も「その他の特に配慮を要する者」に含まれる点に留意されたい。

※医療的ケア:人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な者をいう。

1.1.3 福祉避難所の受入対象となる者

身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するには至らない程度のものであって、避難所での生活において、特別な配慮を要する者であること。具体的には、高齢者、障害者の他、妊産婦、乳幼児、医療的ケアを必要とする者、病弱者等避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者、及びその家族まで含めて差し支えない。